

東海発電所・東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画修正案の概要

章	内 容	修 正 案 の 概 要（主要なもの）
第 1 章 総 則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	—
第 2 章 原子力災害 事前対策	原子力災害に備え事前に行う体制の整備、放射線測定設備および原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育および訓練の実施等	<第 5 節> ・ 組織改正に伴う名称変更（事業本部制反映。） <第 8 節> ・ 美浜原子力緊急事態支援センター運用開始に伴う変更（美浜原子力緊急事態支援センター運用開始に伴う同センターの組織概要を変更する。また、同センターの支援内容の変更および保有資機材の追記。）
第 3 章 緊急事態 応急対策等	緊急時活動レベル（EAL）により発生事象を連絡・通報した場合等の、迅速かつ円滑な応急対策を行うための施設の立上げ、連絡・通報、体制の確立、ならびに情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	—
第 4 章 原子力災害 中長期対策	原子力緊急事態解除宣言があった以降の中長期対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	—
第 5 章 そ の 他	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等	—